

「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について(答申案)」
に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について(答申案)」に対する意見の募集についてのパブリックコメントを12月20日(木)から1月18日(金)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は14であり、延べ意見数は112件あった。その内訳は次の通りである。

1. 意見募集の結果

(1) 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	4	0	0	4
団体	10	0	0	10
計	14	0	0	14

(2) 整理した意見の総数(意見要旨数 33件 / 延べ意見数 112件)

意見要旨数: 複数の意見を集約して整理した数のこと

- 1 希少野生生物の国内流通管理に関して講ずべき必要な措置に対する意見
(意見要旨数 17件 / 延べ意見数 60件)
- 2 わが国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関して講ずべき必要な措置
に対する意見(意見要旨数 16件 / 延べ意見数 52件)

2. 意見要旨と意見に対する考え方について

別添のとおり

「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について（答申案）」
パブリックコメント意見・対応一覧

意見要旨は頂いた複数の意見を集約して整理しています。

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
	1 希少野生生物の国内流通管理に関して講ずべき必要な措置		
	(1) 登録票等の管理方法等の改善		
1	国際希少野生動植物種の個体等の登録において、登録の要件、実施、拒否、更新、返納、変更の届出、登録の取消し及び抹消に関する規定を定め、登録制度を強化すべきである。 「登録票の記載事項に変更が生じた際の手続方法についても整理を行うことが適当である。」 「整理・改善を行うことが必要である。」に変更する。	虚偽の申請であることが明らかな場合の登録の拒否及び取消しに関しては、適法性の維持・回復のために取るべき行政行為として現行でも行っているところです。登録の変更について、答申案にもあるとおり、記載事項に変更が生じた場合の手続規定について検討します。ご指摘の答申案の修正については、反映いたします。	2
2	登録票に定期的な更新制度を設けるべきである。	種の保存法の登録票の制度は、ワシントン条約附属書1に掲載された国際希少野生動植物種について、国内で譲渡し等を規制するものであり、条約に基づく違法輸入防止を補完する観点から行われているものです。生きている個体以外は、基本的に時間の経過による変化はないことから、登録票に期限を設ける必要性が乏しいと考えますが、登録要件は、入手方法が適正であることであり、生きている個体とそれ以外との取扱に差異を設けることが可能かどうか（ワシントン条約では生死の区別はしていない）等、導入のためには十分な検討が必要であると考えます。	4

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
3	登録個体については、種に応じた個体識別措置を徹底して行うべきである。	<p>少なくとも現時点で利用可能な技術を用いた個体識別によって虚偽申請等を完全に防ぐことは難しく、意図的な違法行為に対しては罰則の強化の方が現実的かつ有効であると考えます。</p> <p>登録票の発行の際には、今後、写真を添付することを検討してまいります（省令事項）。マイクロチップによる個体識別については、生きた個体のみに活用可能なものですが、生きていない個体と取扱いに差異を設けることが可能かどうか、また生きている個体でも装着できない個体があること、死んだ個体から取り出し可能であることから、完全な識別手法とは言えないことなどの検討事項があり、また動愛法に基づく装着義務導入に関する検討も踏まえ、今後十分な検討が必要であると考えます。</p>	7
1 希少野生生物の国内流通管理に関して講ずべき必要な措置			
(2) 罰則の強化			
4	立証可能であることを前提に、不正流通に対する罰則強化が必要である。	答申案の趣旨にご賛同いただいたご意見として承ります。	4
1 希少野生生物の国内流通管理に関して講ずべき必要な措置			
(3) その他			
5	不適正な所持自体を規制し、特に生きた個体の所持には登録を義務づけるか合法性を証明する義務を課し、違法に関わった希少野生生物は没収し、生きた個体の飼育や原産国への返送費用の負担を違反者に課すべきである。	<p>所持そのものを原則禁止することは非常に強い規制であり、我が国では銃刀剣類や麻薬等、所持すること自体の社会的脅威が極めて大きいものに限定されていることに留意する必要があると考えます。希少野生動植物種の個体等については、規制前から国内で所有されているものも多いなどの特性があり、所持すること自体を原則禁止することが適当かどうか、当該種を保全する上での効果も含めて慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p>また、生きている個体の没収及び原産国への返送については、その種の保存に適切ではない場合もあることから、一律に義務化することは困難と考えます。</p>	11

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
6	交雑種を規制対象にすべきである。	本来の保護対象でない交雑種の規制は、絶滅危惧種の取引の犯罪捜査の観点から必要だとの意見がありますが、交雑種のうちどの範囲までの規制が必要なのか、本来保護の必要がない交雑種について規制をかけることが社会的に許容されるかどうかなど、多くの検討課題があることから、頂いたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	3
7	以下について種の保存法の対象とすべきである。 ・ワシントン条約附属書2、3の動植物 ・国内のツキノワグマ、ヒグマ、うみがめ類 ・レッドリスト準絶滅危惧種	附属書2及び3については、商業目的の国際取引が可能となっているものであり、これらの掲載種に関して国際取引による問題がある場合には、条約における対策の改善がなされることが第一と考えます。また、具体的な対象については、保全上の問題の有無や、他法令との関係によって判断されるものと考えます。	7
8	規制対象を「容易に識別することができる」ものに限定していることにより除外されている器官や加工品について、規制対象とすべきである。 特に熊の胆（クマ科の胆汁、胆のう）、熊の胆を含む製品。	規制対象を「種を容易に識別することができる個体等」に限定しているのは、識別困難なものまで規制した場合、法の効果的かつ適切な執行ができず、かえって法の執行に混乱をもたらしかねないためです。 熊の胆については、輸入については外国為替及び外国貿易法により規制されていますが、種の保存法による国内流通の規制対象としていません。これは、国内における狩猟により適法に入手可能であることに加え、一般国民が外見から種を判別することが困難であり、罰則をもって担保することは法制上適当でないと考えられるからです。	2
9	例えば卸売業者のような、取引の対応等を勘案して政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲受け又は引受けを業とする者も、特定国際種事業の規制対象とすべきである。	卸売業者についても、製品を卸す行為が譲渡し又は引渡しに該当するため、規制の対象となっています。	1
10	特定国際種事業を登録制とし、登録の実施、拒否、更新、変更の届出、廃業等の届出、登録の抹消、標識の掲示、登録の取消し等及び特定国際種事業者登録簿の閲覧に関する規定を定めるべきである。	国際希少野生動物種は、少量多種が流通することから、種の保存法では、業管理というより、個々の個体等の流通の管理を行うかたちをとっています。特定国際種事業に関しても、原材料器官等は個々の登録が必要です。意図的な違法行為に対しては、事業者の義務に相当する罰則を設定することが現実的かつ有効と考えます。	2

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
11	飼育繁殖施設や取扱業者を登録制度にすべきである。	国際希少野生動植物種は、少量多種が流通することから、業の管理よりも個々の個体等の流通管理の方が効果的と考えます。	4
12	取引時に適法性を確認できる制度の構築や取扱業者や登録個体・押収個体等の監視体制の強化が必要である。	国際希少野生動植物種は、少量多種が流通することから、業の管理よりも個々の個体等の流通管理の方が効果的と考えますが、監視体制の強化や、科学的データの収集について、今後の施策の参考とさせていただきます。	5
13	特定国際種事業の製品の認定について、実施に関する規定を定めるとともに、認定を受けた製品の譲渡し又は引渡しは、当該認定に係る標章とともにしなければならないこととし、他の製品に添付することを禁止すべきである。	適切に入手された原材料に係る製品である旨の認定の実施の方法等については「特定国際種事業に係る届出等に関する省令」に定めているところです。また、法第33条の7第4項の規定は、認定対象ではない商品とともに標章を扱ってはいけないことを定めており、ご指摘の趣旨に対応しております。	4
14	鳥類において、登録票による希少種の管理については、傷病個体と偽り不適切な取扱いがされるケースも見られることから、種の保存法施行令別表第1、および別表第2の表1に掲げる種についても登録の対象とするべきである。	ワシントン条約附属書掲載種には条約上、商業目的の譲渡し等が可能な個体等もあるため、登録制度によりそれらの流通が認められているものです。その他の希少野生動植物種については、そのような商業目的の譲渡し等が認められていないことから、登録制度の適用は適切ではありません。ご指摘の種については、毎回の譲渡し等の行為に環境大臣の許可を取る必要があります。これらの種の傷病個体の捕獲や譲渡し等については、その緊急性から事前の許可を要しませんが、環境大臣への事後の届出又は通知が必要となっています。	1
15	都道府県に種の保存法の所轄部署を設置し、警察と常時連携を保てる体制づくりが必要である。	地方分権の趣旨を踏まえると、都道府県の組織の設置を国が規定することは困難と考えますが、都道府県との情報の共有や連携に関しては、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
16	適切に規制し管理することが必要であるとの観点から、措置を検討するにあたり、同法に基づいた国内取引違反事例の取締りを所管する税関（財務省）、警察（警察庁）、検察（法務省）の関係者に対して、至急ヒアリングをおこない、検挙数と起訴数の違いが生じた理由などを明らかにするべきである。	頂いたご意見は、今後の施策や絶滅危惧種の保全状況の点検に当たっての参考とさせていただきます。	1
17	違反を行うペット業者等に関しては、動物愛護管理法に基づく動物取扱業の登録取り消しを盛り込むべきである。	昨年の通常国会における動物愛護管理法改正において、種の保存法のうち、動物の個体に関して、譲渡しの禁止、陳列の禁止、登録票備付義務等の違反により、罰金以上の刑に処せられ、2年以上経過していない者について、動物取扱業登録の欠格要件になるとともに、登録を取消すことができることになっています。	1
2 わが国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関して講ずべき必要な措置			
18	外来種対策を徹底すべきである。	ご指摘のとおり、外来種の侵入は絶滅危惧種の主な減少要因の一つであり、外来生物法を中心に、その対策を進めてまいります。	2
19	種の保存法自体の規定、施策の見直しが必要である。	種の保存法の見直しや運用の改善については、「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検」における専門家の提言を基に、検討してまいります。具体的な運用の改善については、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」でその方針を検討してまいります。	6
20	国内希少種の指定、保護増殖事業計画策定の手続に関する規定を設けるべきである。	種の保存法では、国内希少野生動植物種の指定について、希少野生動植物種保存基本方針に明記される指定要件へ合致することが明記されているところです。その上で、どの種を優先して実施するのかについては、「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検」における専門家の提言でもいただいており、それを踏まえて「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」にも明記してまいります。	4
21	渡り鳥条約、協定を活用した国際的視野に立った渡り鳥の保全が必要である。	頂いたご意見は、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」の作成や今後の施策の参考とさせていただきます。	3

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
22	「種の保存法の適切な運用のみならず、他法令も活用する」としているが、活用する前に他法令の抜本的な見直しが必要である。	環境省としては、種の保存法を軸に、現行制度を十分活用して絶滅危惧種の保全を進めてまいりたいと考えています。頂いたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1
23	種の指定のみならず、地域個体群も指定できる制度の検討を行うことを記述すべきである。	地域個体群は見た目では区別することが難しいため、地域個体群に規制（特に流通規制）をかけることは難しいと考えます。しかし、保全のための事業を進めるに当たっては、地域個体群レベルで検討することは、重要であると認識しており、施策の参考とさせていただきます。	4
24	保全目標を種の「保存」から種の「保全」に見直し、新たに生息地や種の保全・回復計画を義務付ける仕組みの検討を記述すべきである。	種の特性や減少要因に応じた効果的な保全の推進が必要であり、一律の計画策定を義務付けることが適切かどうかについては、今後検討が必要と考えます。また、絶滅危惧種をどのように保全していくべきかの考え方については、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」で明記してまいります。	4
25	今後講ずべき措置として生息地等保護区制度の見直し。新たな保護区の新設・拡大を検討する旨記述すべきである。	ご指摘のとおり生息地等保護区については、必要な指定の推進を図ることが重要と考えますので、当該制度の活用のあり方について、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」において検討してまいります。	5
26	絶滅のおそれのある野生生物に関するデータを定期的・継続的にとり、種の保存施策（環境基本法を含む）の点検会議を5年毎等、定期的に行えるようにすべきである。	ご指摘のとおり、絶滅危惧種の保全状況の点検は、その進捗状況や効果を確認する上でも必要なものと考えておりますので、定期的な実施に努めてまいります。	4
27	環境省地方事務所に適切な人数の国際的な見地から判断できる専門官を配置する旨、記述すべきである。	全国の野生生物保護センターでは、保護増殖事業に必要な知見を有する専門家（アクティングレンジャー）を雇用し、事業を行っているところですが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
28	<p>今後講ずべき措置として、種の保全においても、民意が反映できる仕組みを構築する旨、記述すべきである。レッドリスト見直しの際には、関心のある全国の市民団体や個人、学識者等の声を反映することができる仕組みづくりが必要である。国民が種指定等の提案権を認める制度の検討について今後講ずべき措置に記述すべきである。</p>	<p>環境省としても、絶滅危惧種の保全に当たっては、多様な主体の連携や、社会的な理解が必要であると考えておりますので、その旨を「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に明記してまいります。</p> <p>レッドリストは、各分類群の学術的知見を有する専門家の議論によって、科学的な判断により作成されているものであり、パブリックコメントをかけることは考えておりません。なお、近年は学会の協力もいただいているところです。</p>	4
29	<p>希少種に関する人材育成（人材情報の集約、希少野生動植物種保存推進員の活用も含む）、学校教育、社会教育に関する取り組みも記述すべきである。</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定するに当たって参考とさせていただきます。</p>	3
30	<p>種の指定を海生哺乳類等にも適用し、ジュゴンを早期に指定すべきである。また、レッドリストの評価対象種に海洋哺乳類も含まれるよう早期に検討すべきである。</p>	<p>国内希少野生動植物種の指定の優先順位については、「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検」における専門家の提言もいただいており、それを踏まえて「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」にも明記してまいります。</p> <p>ジュゴンについては、引き続き、生息環境・生態等の調査や漁業者との共生に向けた取組を進めるとともに、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定も視野に入れ、情報の収集に努めます。</p> <p>なお、海のレッドリストについては、本年度より検討を開始し、平成28年度頃、公表を予定しているところであり、海の生物の絶滅のおそれについての情報も収集してまいります。</p>	6
31	<p>公共事業や私的行為によって引き起こされる種の絶滅を防ぐ必要がある。</p>	<p>大規模な開発事業については、環境影響評価法の対象となっており、事業者による環境配慮が行われます。また、事業による絶滅危惧種への影響を小さくするためには、保全上重要な場所を把握する必要があります。そのため、絶滅危惧種が集中する地域や、特殊な環境に依存している種にとって不可欠な地域など、保全上重要な地域を抽出することを「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」で明記していくことを検討しています。</p>	3

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
32	<p>「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」は任意の計画とせず、種の保存法を改正し、法定計画として位置付けるべきである。</p>	<p>政府全体の生物多様性保全に係る法定計画として「生物多様性国家戦略」が既に存在しており、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」は、同国家戦略に基づくものという位置づけです。法定計画か否かにかかわらず、保全戦略につきましては着実に進めてまいります。</p>	1
33	<p>種の保存法の目的条項に、「生物の多様性の確保」及び「予防的アプローチ」の文言を入れる。また、種の保存法の法律名を、「種の保全」にあらため、「生息域の維持回復」を追加する。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	1